

事 務 連 絡
平成30年11月27日

都道府県番号制度主管部局 御中

内閣官房番号制度推進室
総務省自治行政局住民制度課

情報連携による世帯構成の確認方法について（補足）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第19条第7号の規定に基づく情報照会及び同法第22条第1項の規定に基づく情報提供（以下「情報連携」という。）については、平成29年11月13日から本格運用が開始されたところです。

情報連携に際し、住民票関係情報（番号利用法別表第2の1の項第4欄に規定する住民票関係情報をいう。以下同じ。）の情報照会による世帯構成の確認については、これまで「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン」（平成25年8月総務省公表）や「情報連携による世帯構成の確認方法について」（平成29年11月8日付け事務連絡）でその方法（以下「ガイドラインに基づく確認方法」という。）を示してきたところですが、一部の事務において、ガイドラインに基づく確認方法以外の方法は採り得ないのかとの疑義が寄せられているところです。

このため、別紙のとおり、住民票関係情報の情報照会を行う事務の制度所管府省に対して、住民票関係情報の情報照会を行う事務の実務を担う地方公共団体（都道府県教育委員会、市区町村教育委員会、一部事務組合及び広域連合を含む。）の部局に対して連絡がなされるよう、通知していますので、参考としてお知らせします。

貴部局におかれては、別紙の内容を御承知いただくとともに、貴都道府県内市区町村番号制度主管部局に対して、本事務連絡の内容を周知するようお願いいたします。

以上

各府省番号制度主管課 御中

内閣官房番号制度推進室
総務省自治行政局住民制度課

情報連携による世帯構成の確認方法について (補足)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)第19条第7号の規定に基づく情報照会及び同法第22条第1項の規定に基づく情報提供(以下「情報連携」という。)については、平成29年11月13日から本格運用が開始されたところです。

情報連携に際し、住民票関係情報(番号利用法別表第2の1の項第4欄に規定する住民票関係情報をいう。以下同じ。)の情報照会による世帯構成の確認については、これまで「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン」(平成25年8月総務省公表)や「情報連携による世帯構成の確認方法について」(平成29年11月8日付け事務連絡)でその方法(以下「ガイドラインに基づく確認方法」という。)を示してきたところですが、一部の事務において、ガイドラインに基づく確認方法以外の方法は採り得ないのかとの疑義が寄せられているところです。

従来、住民票の写しを添付させる等して申請書に記載された世帯構成員の情報を確認していた手続においては、(1)申請書に記載された者が同一世帯の者であること及び記載された続柄が正しいことの確認(記載された内容の真偽の確認)、又は(2)(1)の確認に加え申請書に記載された者以外に同一世帯の者がいないことの確認(記載漏れの有無の確認)のために住民票の写し等を利用していると考えられます。ガイドラインに基づく確認方法は、これらの確認について、住民票関係情報の情報照会を用いて行う方法として採り得る選択肢を示したものですが、例えば、口頭等による申請者への直接確認や情報照会者が既に保有している情報での確認などの方法を用いることを否定するものではありません。

このため、情報照会者が情報連携により世帯構成を確認する際の事務処理を再確認し、円滑な住民票関係情報に係る情報連携の運用に資するよう、改めて住民票関係情報の情報照会による世帯構成の確認方法について下記のとおりお知らせいたします。

この内容については、住民票関係情報の情報照会を行う事務の制度所管部局から、それぞれの所管制度の実務を行う国の行政機関等の部局又は地方公共団体(都道府県教育委員会、市区町村教育委員会、一部事務組合及び広域連合を含む。)の部局に対して連絡する必要があると考えられます。貴課におかれては、住民票関係情報の情報照会を行う事務の制度所管部局に対し、下記の内容について周知をお願いいたします。

記

- 1 申請書に記載された者が同一世帯の者であること及び記載された続柄が正しいことの確認(記載された内容の真偽の確認。上記(1))

- ① 申請書に記載された者について、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行い、住民票関係情報を取得。
 - ② ①で取得した住民票関係情報のうち「世帯番号」のデータ項目が同一の者を紐付けることにより、同一世帯の者であることを確認。また、「続柄コード」のデータ項目から続柄及び世帯構成を確認。
- 2 申請書に記載された者以外に同一世帯の者がいないことの確認（記載漏れの有無の確認。上記(2)）
- ① 1の範囲にとどまらず、申請書に記載された者以外に同一世帯の者がいないことを確認する必要がある場合、情報照会者において業務内容に応じ、どのような確認方法が必要かつ適切かを判断すること。

例えば、申請者本人に申請書の内容に不足がないか確認する方法、自団体住民についての住民基本台帳で確認するなど情報照会者が保有している情報で確認する方法（以下「直接確認等」という。）を採り得ることを考慮の上、ガイドラインに基づく確認方法を採用するか判断すること。
 - ② ガイドラインに基づく確認方法を用いる場合、住民基本台帳ネットワークシステムの「同一住所検索」の機能を用い、申請者等と同一住所の者を検出。

<参考>

同一住所検索の方法は、地方公共団体情報システム機構の発出する住民基本台帳ネットワークシステムに関する以下の文書に記載。

国の行政機関等：システム構築手引書 操作手引書（関係省庁版）

都道府県：システム構築手引書 操作手引書（都道府県版）

市区町村：システム構築手引書 操作手引書（情報提供編）

なお、当該文書は地方公共団体情報システム機構ホームページの「住基ネット業務担当者コーナー」から入手可能。入手方法が不明な場合、各機関の住基ネット主管部署に確認願う。
 - ③ ②で検出された者の中から、直接確認等を行うことにより、又は、検出された氏名、生年月日等の情報から判断すること等により、同一世帯の可能性のある者を絞り込む。その上で、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行い、住民票関係情報を取得。
 - ④ ③で取得した住民票関係情報のうち「世帯番号」のデータ項目が同一の者を紐付けることにより、同一世帯の者を確認。また、「続柄コード」のデータ項目から続柄及び世帯構成を確認。

以上

第1節 住民基本台帳システムの構築に係るガイドライン

ガイドラインの補足を赤字で追記

1 基本要件

(2) 世帯情報の提供方法

③ 世帯情報の提供方法

申請書の内容を確認する場合については、確認をするすべての者の正しい個人番号を取得し、情報提供ネットワークシステムを通じて符号を取得した上で情報連携をすることにより確認することができる。一方、申請書の内容に漏れがないことを確認する場合については、漏れている者の正しい個人番号を取得することが困難である。そこで、住基ネットを活用して同一住所の者を検索して同一世帯である可能性のある者を抽出する（同一世帯である者は必ず同一住所であるが、同一住所であるから同一世帯であるとは限らない。）こととし、その後、これらの者について情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携により同一世帯の者を絞り込むことによって、申請書の内容に漏れがないことを確認することができる。

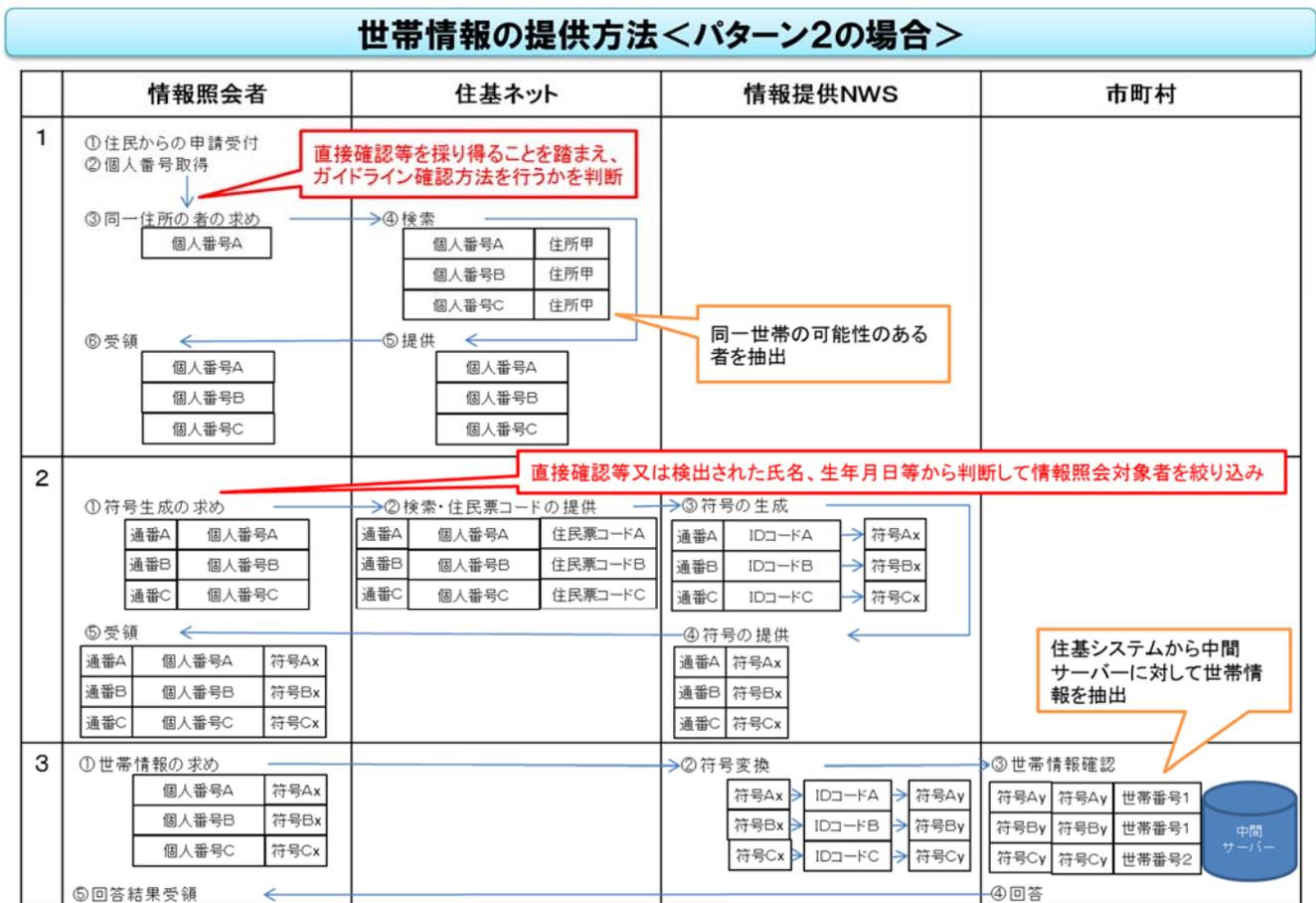


図 2.1-2 世帯情報の提供方法＜パターン2の場合＞